

鳥取県と住宅金融支援機構が連携

【フラット35】
地域連携型

鳥取県
子育てや省エネに
配慮した住宅の取得者に
対する補助金の交付

連携



住宅金融支援機構
【フラット35】の借入金利を
一定期間引下げ

【フラット35】Sや【フラット35】維持保全型
との併用が可能です。

【フラット35】地域連携型は、地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

対象となる補助事業	金利の引下げ
とっとり住まいる支援事業補助金	当初10年間 年▲0.25%
とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金	当初5年間 年▲0.25%

さらに【フラット35】S(ZEH)等との併用により最大で当初10年間年▲0.5%

【フラット35】地域連携型をご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、鳥取県から、
「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

＜お客さまの手続＞

申請書式のダウンロードはこちら

① 鳥取県へ「【フラット35】地域連携型利用申請書」の提出

② 鳥取県から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付

③ 「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」を借入申込み金融機関へ提出

借入れの契約時まで提出する必要があります。



鳥取県 フラット35 地域連携型 検索

(注1) 【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。借入申込みは、取扱金融機関となります。

(注2) 住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

(注3) 【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。

鳥取県の補助事業のお問合せ先

鳥取県 生活環境部 暮らしの安心局
住まいまちづくり課

住まいる支援補助金：0857-26-7408

省エネ補助金：0857-26-7398

【フラット35】のお問い合わせ先

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日とも営業しています。)
利用できない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。048-615-0420
(通話料金ががかかります。)

(令和4年11月1日現在)